

## 兵庫県東播磨地域就職イベント実施運営業務 企画提案コンペ募集要項

### 1 趣 旨

令和10年3月卒業予定の大学生等に対する兵庫県東播磨地域の企業のPRとして、東播磨地域就職イベント実施運営業務(以下「業務」という。)を委託する事業者を選定するために企画提案を募集する。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

兵庫県東播磨地域就職イベント実施運営業務

#### (2) 業務の目的

令和10年3月卒業予定の大学生等に対し、兵庫県東播磨地域(明石市、加古川市、高砂市、稲美町及び播磨町)に立地する企業の魅力をPRすることにより、同地域の中小事業者等の企業の人材確保を支援するため、兵庫県東播磨地域就職イベントを開催する。

#### (3) 業務内容

別添仕様書のとおり

#### (4) 事業費

委託料の上限は、3,500,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

#### (5) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

#### (6) 選定方法

公募型企画提案コンペ方式

### 3 応募資格

次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 業務を適切に遂行するに足る能力(※)を有する法人であること。
- (2) 県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 提案する業務事業の実施について、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定、登録を受けている必要があるときには、当該免許、許可、認可又は指定、登録を受けていること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員の統制する下にある者でないこと。
- (7) 国、県又は市町からの出資、出えんを受けている団体でないこと。
- (8) 県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

※「業務を適切に遂行するに足る能力を有する」とは、個々に判断することになるが、少なくとも以下の要件を満たしていること。

- ・委託契約前から常時雇用者がいること。
- ・総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。
- ・労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労務関係帳簿類を整備していること。

- ・社会保険、雇用保険、労災保険等について、法令に基づき、適正に手続きがなされていること。
- ・その他、事業の実施にあたり、県との打合せ等に適切に対応できる体制が整っていること。

#### 4 応募手続

##### (1) 提出書類

	書類名／様式	提出部数	備考
ア	企画提案申込書 【様式1】	7部 (正1部、副6部)	
イ	事業者概要 【様式2】	7部	企業概要の資料（パンフレット等）があれば、添付すること。
ウ	事業計画書 【様式3】	7部	必要に応じ、補足資料を添付すること。
エ	経費積算見積書 【様式4】	7部 (正1部、副6部)	必ず積算根拠を明示し、「一式」という表記は極力、避けること。
オ	誓約書 【様式5】	1部	
カ	添付書類 ※ 下記(ア)～(エ)	各1部	(ア)及び(ウ)は、発行から3か月以内のものを提出すること。

##### 【添付書類】

- (ア) 法人登記簿謄本〔写し可〕
  - (イ) 直近の会計年度の決算書類（事業報告書、貸借対照表及び損益計算書等）
  - (ウ) 納税証明書等（兵庫県税（兵庫県内に事業所を有する事業者に限る。）並びに消費税及び地方消費税に滞納がないことを証する書類）〔兵庫県の入札参加資格を有している者は提出不要〕
  - (エ) 業務実施に必要な許認可等を証する書類〔提案内容により許認可等が必要な場合のみ提出〕
- (2) コンペ参加申込

企画提案コンペに参加しようとする者は、令和8年5月15日(金)から令和8年5月25日(月)17時までに「13 問い合わせ・書類提出先」に記載するメールアドレス宛に電子メールにて参加の申込(様式自由)をすること。なお、電子メール後電話にて到着を確認すること。

##### (3) 応募書類の提出

###### ア 提出期限

令和8年6月5日(金) 17時必着

###### イ 提出方法

(ア) 持参又は郵送により提出すること（FAX、電子メールでの提出は不可）。

郵送の場合、送付することを電話にて連絡すること。

(イ) 持参の場合の受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く平日の9時から17時とする。

###### ウ 提出先

「13 問い合わせ・書類提出先」参照

##### (4) 応募に関する留意事項

ア 提出された応募書類は、企画提案コンペの審査のためにのみ使用する。

- イ 提出された応募書類は、非公開とする。
- ウ 提出された応募書類は、理由のいかんを問わず返却しない。
- エ 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

## 5 募集要項に関する質問の受付

### (1) 受付期間

令和8年5月22日(金)12時まで受付

### (2) 質問方法

質問票(任意様式)を電子メール又はFAXにより提出すること。なお、提出後電話などにより到着を確認すること。

### (3) 提出先

「13 問い合わせ・書類提出先」まで

### (4) 回答方法

質問への回答は、令和8年5月26日(火)12時までに、原則応募者全員へ連絡する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

## 6 受託事業者の選定

### (1) 審査方法

応募のあった企画提案については、兵庫県東播磨県民局(以下、「県民局」という)県民躍動室を事務局とする審査会を設置の上、次の点を中心に提案内容等を総合的に評価し、業務を委託する事業者を選定する。なお、必要に応じてヒアリングを行う場合がある。

ア 業務の遂行能力(業務執行体制、業務運営実績)

イ 参加企業の募集体制(募集先・募集方法の妥当性、サポート体制)

ウ 参加者の募集体制(周知方法の効果、広報媒体の妥当性、広報量の妥当性)

エ 当日の運営体制(会場レイアウト当の配置体制、スケジュール、人員体制、参加者に対する当日のセミナー開催等)。

### (2) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当する場合は、失格とみなす。

ア 「3 応募資格」に定める資格を有しない場合

イ 本要項に違反又は著しく逸脱した場合

ウ 審査委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

エ 応募書類に虚偽の記載を行った場合

オ その他選定結果に影響を及ぼす恐れがある不正な行為を行った場合

### (3) 審査結果の通知

審査の結果は、応募者全員に対して文書で通知する。

## 7 委託契約の締結

(1) 県民局は、上記6により選定した受託事業者と企画提案内容の実施方法等について協議・調整を行い、協議が整った場合に、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。この際、双方で確認の上、企画提案内容に修正・変更を加える場合がある。

(2) 受託事業者は、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第100条第1項の規定に基づき、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、同項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

- (3) 受託事業者が「6 受託事業者の選定」(2)の失格事由に該当する場合又は上記(1)の協議・調整が不調となった場合は、県民局は、次順位である者と契約交渉を行うことができる。

## 8 契約の解除

- (1) 委託契約に定める条項に違反があったときは、契約の全部若しくは一部を解除し、委託料の支払いをせず、又は支払った委託料の全部若しくは一部の返還を求める場合がある。
- (2) 上記(1)により契約を解除した場合は、受託事業者に損害賠償又は違約金を求める場合がある。

## 9 事業報告等

- (1) 業務終了後、速やかに実績報告書及び必要書類を県民局に提出しなければならない。
- (2) 事業の進捗状況等について、随時報告を求める場合がある。

## 10 委託料の支払い

委託料の支払いは、業務終了後に提出される実績報告書等に基づき、県民局が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認した上で支払う。

## 11 契約の変更

事情の変化等により業務内容の変更等が生じた時は、県民局と受託事業者が協議の上、契約を変更する場合がある。それに伴い、契約金額を変更することがあるので留意すること。

## 12 留意事項

- (1) 本委託業務により得られた事業の成果は、県民局に帰属する。
- (2) 県民局が、企画提案コンペの実施に必要な場合、応募者の提出書類等を利用（複製の作成を含む。）することを応募者は許諾するものとする。
- (3) 県民局が、委託事業の遂行に必要な場合、受託事業者に選定された応募者の提出書類等を利用（複製の作成を含む。）することを受託事業者は許諾するものとする。
- (4) 受託事業者は、本委託業務が県民局との契約に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な業務及び経費の執行に努めるものとする。
- (5) 受託事業者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿類等）を業務終了後5年間保存しなければならない。
- (6) 本委託業務については、業務終了後を含めて、兵庫県監査委員等の検査対象となる場合があり、受託事業者は、検査対象となった場合は検査に協力するものとする。
- (7) 受託事業者は、業務実施に当たっては、個人情報保護に関する法令（兵庫県の条例及び規則を含む。）の遵守に万全を期するものとする。

## 13 問い合わせ・書類提出先

兵庫県東播磨県民局県民躍動室地域振興課  
〒675-8566

兵庫県加古川市加古川町寺家町天神木97-1 兵庫県加古川総合庁舎2階  
電話 079-421-9610 FAX 079-424-9977  
E-mail hharimakem@pref.hyogo.lg.jp